

三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）検討会議設置要綱

（目的）

第1条 三重県の人口減少対策にかかるジェンダーギャップ解消に向けて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）の策定に関すること。
- (2) 人口減少対策に関するジェンダーギャップ解消に関すること。
- (3) その他、知事が必要と認めた事項に関すること。

（委員）

第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。

2 会議の委員の任期は、選任の日から令和9年3月31日までとする。

3 会議の委員の再任は妨げない。

（議長）

第4条 会議には議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、会議を総理する。

3 議長に事故があるときは又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、知事が招集し、これを主宰する。

2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、知事が認めた者を委員の代理として出席させることができる。

（報償費等）

第6条 県は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 会議の委員以外の者が、会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、政策企画部人口減少対策課において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月31日から施行する。